

議案第 122 号

飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

契約入所の導入等にかかる和光園入所対象者の明確化及び使用料の制定等に伴う改正

飛驒市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

飛驒市養護老人ホーム設置条例（平成18年飛驒市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「市長において」を「市長が」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 身体上、精神上若しくは生活環境上の理由により在宅において生活することが一時的に困難となった者又は虐待等により緊急一時的な保護が必要な者
- (3) 居住に課題を抱える者

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、第4条第2号又は老人福祉法第10条の4に該当する者を受け入れた場合は若干人増員することができる。

第7条を次のように改める。

（費用の徴収）

第7条 市長は、第4条第4号に定める入所者のうち老人福祉法第10条の4に該当する者については、第4条第1号に定める者の措置に要する費用に準じた額を徴収するものとする。

第8条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条から第14条まで及び第20条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用権」とあるのは「利用権」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該

指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第10条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第10条第1項（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

第9条中「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用の許可）

第10条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

第12条を第22条とする。

第11条中「滅失した者」の次に「及び前条の規定に違反した者」を加え、同条を第21条とし、第10条の次に次の10条を加える。

（許可の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

（使用権の譲渡の禁止）

第12条 第10条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可

を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸ししてはならない。

(特別の設備の制限)

第13条 使用者は、施設を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

(許可の取消し)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) その管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

2 使用者が、前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市長はその補償の責を負わない。

(使用料)

第15条 第4条第2号から第4号に定める使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、老人福祉法第10条の4に該当する者を除く。

(使用料の減免)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用する者の責によらない理由により、使用をすることができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する前において、別に定める日までにその利用を取りやめたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の事業運営に関する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第15条の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受し、施設の有効な活用及び適正な運営に努めるものとする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

- 2 前項の規定は、第14条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

項目	単位	使用料（円）
居室	1人1泊	5,400

備考

- 1 施設運営において利用可能な日における入浴サービスの利用料を含む。
- 2 食費、生活上の支援・サービス費は別とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

飛騨市養護老人ホーム設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第3条 略 (入所者の範囲)	第1条～第3条 略 (入所者の範囲)
第4条 略 (1) 略 _____	第4条 略 (1) 略 <u>(2) 身体上、精神上若しくは生活環境上の理由により在宅において生活することが一時的に困難となった者又は虐待等により緊急一時的な保護が必要な者</u> (3) 居住に課題を抱える者 (4) 前号に掲げるもののほか、 <u>市長において</u> 特に入所の必要を認めた者
第5条 略 (定員)	第5条 略 (定員)
第6条 施設の入所定員は、50人とする。 <u>ただし、ショートステイ事業等の契約により若干人増員することができる。</u> _____ (費用の徴収)	第6条 施設の入所定員は、50人とする。 <u>ただし、第4条第2号又は老人福祉法第10条の4に該当する者を受け入れた場合は若干人増員することができる。</u> (費用の徴収)
第7条 市長は、第4条第2号に定める者については同条第1号に定める者の措置に要する費用に準じて、これを徴収する。	第7条 市長は、第4条第4号に定める入所者のうち老人福祉法第10条の4に該当する者については、第4条第1号に定める者の措置に

(指定管理者による管理)

第8条 略

(指定の手続き)

第9条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときには、飛

要する費用に準じた額を徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第8条 略

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条から第14条まで及び第20条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用権」とあるのは「利用権」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第10条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第10条第1項（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定の手続き)

第9条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときには、飛

駒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年飛駒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理者施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の事業運営に関する業務

(2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務
のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認め
る業務

駒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年飛駒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(使用の許可)

第10条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(許可の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 施設の設置の目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき

き。

(使用権の譲渡の禁止)

第12条 第10条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、
その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他人に
譲渡し、若しくは転貸ししてはならない。

(特別の設備の制限)

第13条 使用者は、施設を使用するにあたって、特別の設備をし、又
は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許
可を受けなければならぬ。

(許可の取消し)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、當
該許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取
り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
 - (2) 詐欺その他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (4) その管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めると
き。
- 2 使用者が、前項の規定による処分によって損害を受けることがあ
っても、市長はその補償の責を負わない。

(使用料)

第15条 第4条第2号から第4号に定める使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、老人福祉法第10条の4に該当する者を除く。

(使用料の減免)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由により、使用をすることができないなくなったとき。
 - (2) 使用者が使用を開始する前において、別に定める日までにその利用を取りやめたとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」）
という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- #### (1) 施設の事業運営に関する業務

- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第15条の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受し、施設の有効な活用及び適正な運営に努めるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準より、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定は、第14条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失により、施設等をき損し又は滅失した者_____は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第12条 略

附 則 略

(損害賠償の義務)

第21条 故意又は過失により、施設等をき損し又は滅失した者及び前条の規定に違反した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第22条 略

附 則 略

別表（第15条関係）

項目	単位	使用料（円）
居室	1人1泊	5,400

備考

- 1 施設運営において利用可能な日における入浴サービスの利用料を含む。
- 2 食費、生活上の支援・サービス費は別とする。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について							
担当部	市民福祉部							
提案理由	契約入所の導入等にかかる和光園入所対象者の明確化及び使用料の制定等に伴う改正							
制定改廃の根拠等	市独自の改正							
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 飛騨市高齢者等短期宿泊事業の対象者を明確化するための改正 (第4条関係)</p> <p>(2) 契約入所の導入 「養護老人ホームの契約入所及び地域における公益的な取組の促進について（令和元年7月2日厚生労働省通知。収容の余力がある場合に限り、定員の20%の範囲内で契約による入所を認める取扱い。）」に基づく契約入所（以下「契約入所」という。）の導入のための改正。契約入所の対象者は、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう、居住に課題を抱える者（高齢者、障がい者等）とする。 (第4条及び第10条関係)</p> <p>(3) 使用料の制定 措置者以外が入所する場合の室料を使用料として制定。ただし、食費、生活上の支援・サービス費は含まない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">居室</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1人1泊</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5,400</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(第15条及び別表関係)</p> <p>(4) 契約入所を指定管理者に行わせるための改正 施設利用の許可及び取消、利用料の収受等を指定管理者に行わせることができるようにするための改正を行うもの。なお、利用料の額は上記で制定する額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 (第8条～第20条関係)</p>		項目	単位	使用料（円）	居室	1人1泊	5,400
項目	単位	使用料（円）						
居室	1人1泊	5,400						
市民への影響等	居住に課題を抱える者の住まいの確保に関し、現在よりも住宅の選択肢が増える。							
施行日	令和8年1月1日							
備考								